

静岡県告示第442号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年12月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

丸子赤目ヶ谷No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	駿河区	丸子	赤目ヶ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から12号までを順次結んだ線、昭和56年静岡県告示第351号で指定した標柱2号と7号、同告示で指定した標柱6号と12号を結んだ線及び同告示で指定した標柱2号から6号までを順次結んだ線に囲まれた区域
				6258-2 2号
				6254-1 3号
				6257 4号
				6257 5号
				6257 6号
				6253-1 7号
				6254-1 8号
				6254-3 9号
				6257 10号
				6256 11号
				6268 12号